

建築物衛生指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）の規定に基づく特定建築物の維持管理等に関し、必要な指導事項を定めるものとする。

(防錆剤使用届)

第2条 省令第1条第1項第6号に規定する特定建築物維持管理権原者（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）が、特定建築物内の飲料水に対して防錆剤の使用を開始する場合、その開始日から1月以内に、法第5条第1項に規定する特定建築物所有者等（以下「特定建築物所有者等」という。）は、防錆剤使用開始届（第1号様式）を提出するものとする。

2 特定建築物維持管理権原者が、防錆剤管理責任者の氏名若しくは住所を変更する場合又は防錆剤の種類若しくは注入方法を変更する場合、その変更日から1月以内に、特定建築物所有者等は、防錆剤使用変更届（第1号様式の2）を提出するものとする。

(特定建築物の維持管理等の基準)

第3条 特定建築物維持管理権原者は、次に定める基準により特定建築物の維持管理を行うものとする。

- (1) 温度、相対湿度、気流、一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じん量について、空気環境測定を2月以内ごとに1回実施すること。
- (2) 空気環境測定の実施結果が不適である場所について、原因の究明を行い必要に応じて改善の計画を策定し、対策実施に努めること。
- (3) 空気環境測定機器について、定期的に点検整備し、浮遊粉じん量の測定に使用される機器にあつては1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた者の校正を受けること。
- (4) 冷却塔に供給する水が井水や雨水等の場合、別表に示す水質検査項目を使用期間中、1年以内ごとに1回実施すること。
- (5) 冷却水の水管の清掃は、過酸化水素、塩素剤、有機系殺菌剤等を用いた化学的洗浄にて実施し、期間運用の冷却塔にあつては運転開始前に化学的洗浄を実施すること。

- (6) 冷却塔の運転中は、洗浄殺菌効果を維持させるために、殺菌剤及び水処理剤等を継続的に投入し、また、冷却塔と外気取入口や窓等との位置関係を調べるなど、冷却水の飛散による細菌感染等の健康被害が生じることの無いよう留意すること。
- (7) 冷却塔で散水される冷却塔水のレジオネラ属菌検査を1年以内ごとに1回実施すること。
- (8) 前号の検査の結果、レジオネラ属菌の値が 10^2 cfu/100mL以上検出された場合、菌数を減少させるため清掃・消毒等の対策を講じ、対策実施後に検出菌数が検出限界以下(10cfu/100mL未満)であることを確認すること。
- (9) 加湿装置に供給する補給水槽は1年以内ごとに1回定期的に清掃すること。
- (10) 加湿装置の使用開始時及び使用終了時に、水抜き及び清掃を実施すること。
- (11) 卓上用又は床置き式の加湿器のタンクの水は、毎日完全に換えるとともに、タンク内を清掃すること。
- (12) 冷凍機及びボイラー等の空気環境の維持に係る機器は、適切な維持管理を行い、良好な状態に保つこと。
- (13) 換気装置等(全熱交換器を含む。)を有する機器について、換気装置等の停止による外気量不足を生じないように、利用者へ正しい使用方法を周知すること。
- (14) 建築物内で使用されている吹付けアスベストに係る当面の対策について、適切に管理し、記録を保存すること。
- (15) 飲料水について、系統ごとに配水管末端付近にて、色、濁り、臭い及び味の検査を、7日以内ごとに1回、目視等により行うこと。
- (16) 中央式給湯設備(循環式を含む。)について、湯温を末端の給湯栓で 55°C 以上に保つこと。
- (17) ウォータークーラーは、1日1回使用前に通水し、水の色、濁り、臭い及び味について、目視等により異常がないことを確認すること。また、7日以内ごとに1回遊離残留塩素の含有率が 0.1mg/L 以上あることを確認し、1月以内ごとに1回冷却タンクの水抜き清掃を行うこと。
- (18) 貯水槽清掃の作業者について、常に健康状態に留意させるとともに、おおむね6月ごとに、赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌の有無に関する検便を実施させ、実施結果を確認すること。また、健康状態不良の者を作業に従事させないこと。
- (19) 雑用水は、誤飲・誤使用防止のため、使用箇所にステッカーやラベルなどで雑用水であることを表示し、定期的に表示の確認を行うこと。

- (20) 排水槽等排水に関する設備は、定期的に点検を行い、必要に応じ補修し、悪臭や蚊等の発生を防ぐこと。
 - (21) 廃棄物は、ねずみ等の侵入を防止するため、密閉区画された保管場所に整理、整頓し、清潔に保管すること。また、厨芥類については密閉保管すること。
 - (22) ねずみ等の防除を行うに当たっては、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、有害生物を抑制し、その水準を維持する有害生物の管理対策である総合的有害生物管理の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施すること。
- 2 特定建築物所有者等は、業務の進行管理を行うため、年間管理計画（環境衛生上の維持管理計画）を作成し、特定建築物の帳簿書類等として整備するものとする。

（立入検査等）

- 第4条 保健所長は、法第5条第1項の規定による届出が提出された場合、特定建築物の大規模な修繕等が実施された場合その他の法の施行に関し必要と認める場合、立入検査を行うものとする。
- 2 保健所長は、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物についても、特定建築物所有者等からの了解が得られる場合は、前項の立入検査に準じて調査等を行うことができる。
- 3 特定建築物維持管理権原者は、前2項の立入検査等の際は、当該立入検査等が円滑に行われるよう協力するものとする。
- 4 保健所長は、第1項及び第2項の立入検査等の際は、第3条の規定等に留意して実施するとともに、必要に応じて科学的検査を実施する。
- 5 保健所長は、第1項及び第2項の立入検査等を実施した場合は、特定建築物所有者等に対し、必要に応じて特定建築物立入指導票（第2号様式。以下「指導票」という。）を交付する。この場合において、保健所長は、必要に応じて、指導票を交付し、又は次項の規定により立入検査等の結果について通知した特定建築物所有者等に対し、特定建築物改善（計画）報告書（第3号様式）を提出するよう求めるものとする。
- 6 保健所長は、特定建築物所有者等に対し、指導票に代えて、又は指導票とともに、第4号様式により特定建築物の立入検査等の結果について通知することができる。
- 7 保健所長は、第4項の規定により精密監視を行った場合は、必要に応じて第5号様式により特定建築物所有者等に対し、結果について通知することがで

きる。

- 8 保健所長は、法第4条第3項の規定に鑑み、共同住宅、地下街等の特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用する建築物についても、特定建築物に準じて指導するよう努めるものとする。

(報告等)

第5条 特定建築物所有者等は、毎年4月末日までに、前年度における特定建築物の維持管理について、特定建築物維持管理報告書(第6号様式)その他保健所長が必要と認める帳簿・書類等を保健所長へ提出するものとする。

- 2 特定建築物内において、人の健康を損ない、又は損なうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が生じた場合、特定建築物所有者等は、速やかに当該事態を保健所長へ報告するとともに、特定建築物維持管理権原者は必要な改善措置をとるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の建築物衛生指導要綱(以下「旧要綱」という。)及び建築物衛生事務処理規程の全部を改正する規程(平成23年3月16日付決裁)による改正前の建築物衛生事務処理規程(平成15年3月31日付決裁。以下「旧規程」という。)の規定に基づいて提出されている届出等は、この要綱による改正後の建築物衛生指導要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程の規定に基づいて提出されている届出等は、この要綱による改正後の建築物衛生指導要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙

は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱及び旧規程に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

別表

検査の種類	水質検査項目
冷却塔に供給する水が、井水や雨水等の場合	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度

第 1 号様式

防 錆 剤 使 用 開 始 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

所有者等 住所

氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

下記のとおり、防錆剤の使用を開始します。

記

- 1 特定建築物の名称及び所在地
- 2 使用開始年月日
- 3 防錆剤管理責任者の氏名及び住所
- 4 防錆剤の種類 品質規格 第 種 号
- 5 防錆剤の注入方法
- 6 備考（郵送等により届け出る場合は記入すること）
担当者氏名：
担当者所属：
電話番号：

(併せて提出する書類)

防錆剤管理責任者については、それを証する書類の写し
備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

防 錆 剤 使 用 変 更 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

所有者等 住所

氏名

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名)

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

下記のとおり、防錆剤の使用を変更します。

記

- 1 特定建築物の名称及び所在地
- 2 変更した年月日
- 3 変更した事項及び内容（変更後の防錆剤管理責任者の氏名 ・ 防錆剤管理責任者の住所 ・ 防錆剤の種類 ・ 防錆剤の注入方法）
- 4 変更した理由
- 5 備考(郵送等で届け出る場合は記入すること)
担当者氏名：
担当者所属：
電話番号：

(併せて提出する書類)

防錆剤管理責任者の変更については、それを証する書類の写し
備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

特定建築物立入指導票

特定建築物所有者等様

特定建築物の名称

特定建築物の所在地

立入検査結果

項 目	指 導 事 項
1 空 気 環 境 管 理	
2 飲 料 水 管 理	
3 雑 用 水 管 理	
4 排 水 管 理	
5 清 掃 管 理	
6 ね ず み 等 の 防 除	
7 帳 簿 等 の 管 理	
(特記事項)	

上記の◎印の指導事項については、1月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

年 月 日

名古屋市保健所 保健センター 環境衛生監視員

特定建築物立入指導票

特定建築物所有者等 _____ 様

特定建築物の名称 _____

特定建築物の所在地 _____

立入検査結果

項 目	指 導 事 項
1 空 気 環 境 管 理	
2 飲 料 水 管 理	
3 雑 用 水 管 理	
4 排 水 管 理	
5 清 掃 管 理	
6 ね ず み 等 の 防 除	
7 帳 簿 等 の 管 理	
(特記事項)	

上記の◎印の指導事項については、1月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

年 月 日

名古屋市保健所 保健センター 環境衛生監視員

特 定 建 築 物 改 善 （ 計 画 ） 報 告 書

年 月 日

（宛先）名古屋市保健所長

所有者等 住 所
氏 名

（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地、代表者の氏名）

※所有者等とは、原則特定建築物の所有者（ただし、所有者以外に当該特定建築物
の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

立入検査時の指導事項については、下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{改善した} \\ \text{改善する} \end{array} \right\}$ ので報告しま
す。

記

名 称		保健センター 立入検査年月日	年 月 日
-----	--	-------------------	-------

指導事項	改善方法及び改善（計画）年月日

担当者氏名（
担当者所属（
電話番号（

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

年 月 日

様

名古屋市保健所長

特定建築物立入検査結果について

年 月 日に行いました立入検査の結果については、下記のとおりでしたので通知します。

記

1 特定建築物の名称及び所在地

2 立入検査結果

項 目	指 導 事 項
1 空 気 環 境 管 理	
2 飲 料 水 管 理	
3 雑 用 水 管 理	
4 排 水 管 理	
5 清 掃 管 理	
6 ね ず み 等 の 防 除	
7 帳 簿 等 の 管 理	
(その他)	
立入検査者	名古屋市保健所 保健センター 環境衛生監視員

上記の◎印の指導事項については、1月以内に特定建築物改善（計画）報告書を提出してください。

特定建築物精密監視結果通知書

年 月 日

様

名古屋市保健所長

立入検査の結果については、下記のとおりでしたので通知します。

記

1 特定建築物の名称及び所在地

2 立入年月日

3 精密監視結果

(1) 測定項目

項目	測定	項目	測定	項目	測定
浮遊粉じん量		気流			
一酸化炭素含有率		温度			
二酸化炭素含有率		相対湿度			

※「測定」欄は、測定した項目に○印を付ける。

(2) 測定結果

4 その他

特定建築物維持管理報告書（ 年度分）

年 月 日 提出

特 定 建 築 物	名 称			
	所在地			
特定建築物所有者等 (届 出 者)	氏 名			
	住 所			
管 理 技 術 者	氏 名		免 状 番 号	第 号
立 入 時 の 連 絡 先	会 社 名	所 属 ・ 職 名	氏 名	電 話

空 気 環 境 管 理	設 備 の 種 類	1. 空気調和設備 2. 機械換気設備 3. そ の 他							
	空 気 環 境 の 測 定	年間測定回数	回／年		測 定 地 点 数	地 点	1 日 の 測 定 回 数	回／日	
		測 定 項 目 (温熱条件)	延べ 測定回数	延べ 不適合回数	不適合率 (%)	測 定 項 目 (汚染条件)	延べ 測定地点数	延べ 不適合地点数	不適合率 (%)
		温 度				浮遊粉じん量			
		相 対 湿 度				一酸化炭素			
		気 流				二酸化炭素			
		ホルムアルデヒド	測定地点数			不適合地点数		不適合率 (%)	
	冷 却 塔	1. 有 2. 無	冷却塔の使用期間中の点検回数			回／月	冷却塔の清掃回数		回／年
		冷却水の水源	1. 市水道水 2. 専用水道 3. その他 () 16 項目の水質検査： 月 日)						
		冷却水の使用期間中の点検回数			回／月	冷 却 水 の 水 管 の 清 掃 回 数			回／年
		冷却水の水管の清掃薬剤の種類				冷却水のレジオネラ属菌検査の有無			1. 有 2. 無
		空気調和設備の排水受け		使用期間中の点検回数		回／月	清掃を実施した場合		回／年
	加 湿 装 置	1. 有 2. 無	使用期間中の点検回数		回／月	清 掃 回 数		回／年	

飲 料 水 管 理	飲 料 水 の 水 源	1. 市水道水 2. 専用水道 3. 井水 4. その他 ()						
	給 水 方 式	1. 市水道直結 2. 受水槽方式						
	水 質 検 査	眼視等の検査 及 残留塩素の測定	飲料水			中央式給湯水 (残留塩素の測定は末端給水栓で55度以下の場合)		
			検 査 の 種 類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)	検 査 の 種 類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)
			眼視等の検査	回／週	1. 有 2. 無	眼視等の検査	回／週	1. 有 2. 無
			残留塩素の測定	回／週	1. 有 2. 無	残留塩素の測定	回／週	1. 有 2. 無
		飲 料 水 の 供 給 に 係 る 水 質 検 査	飲料水			中央式給湯水		
			検 査 項 目	検査年月日	検査結果	検 査 項 目	検査年月日	検査結果
			1. 16 項目 2. 11 項目	・ ・	1. 適 2. 不適	1. 16 項目 2. 11 項目	・ ・	1. 適 2. 不適
			1. 16 項目 2. 11 項目	・ ・	1. 適 2. 不適	1. 16 項目 2. 11 項目	・ ・	1. 適 2. 不適
		消毒副生成物	・ ・	1. 適 2. 不適	消毒副生成物	・ ・	1. 適 2. 不適	
	防 錆 剤	添 加 の 有 無	1. 有 (商品名及び主成分：) 2. 無					
		防錆剤濃度検査	検 査 回 数	回／年	防 錆 剤 濃 度	～ m g / L		

飲料水管理	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日	貯水(湯)槽の種類	清掃年月日
		・ ・		・ ・
		・ ・		・ ・

雑用水管理	雑用水の水源	1. 市水道水・専用水道 2. 井水 3. 再利用水 4. その他 ()					
	雑用水の用途	1. 水洗便所の流し水のみ 2. その他					
	雑用水の供給に係る水質検査	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)	検査の種類	実施回数	異常・不適の有無 (1回でもあれば有)
		残留塩素の測定	回/週	1. 有 2. 無	外 観	回/週	1. 有 2. 無
		p H 値	回/週	1. 有 2. 無	大 腸 菌	回/年	1. 有 2. 無
		臭 気	回/週	1. 有 2. 無	濁 度	回/年	1. 有 2. 無

排水(清掃)管理	排水槽の種類	清掃年月日	排水槽の種類	清掃年月日	排水設備の種類	清掃年月日
		・ ・		・ ・	排水ポンプ	・ ・
		・ ・		・ ・	流入管 排水管	・ ・

定期清掃 (大掃除)	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日	清掃区分	清掃年月日
	建物一般	・ ・	ゴミ集積場	・ ・		・ ・

ねずみ・昆虫等 生息調査	ねずみ・昆虫等種類	生息調査回数	実施者 () 内は委託先	生息調査結果 (有、無)	ねずみ・昆虫等種類	生息調査回数	実施者 () 内は委託先	生息調査結果 (有、無)
		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無
		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無		回/年	1. 自主 2. 委託 ()	1. 有 2. 無

ねずみ・昆虫等駆除	ねずみ・昆虫等種類	駆除状況	駆除回数	薬剤を使用している場合		
				使用薬剤	薬剤使用状況	利用者への周知の実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回/年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回/年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施
		1. 生息無のため駆除未実施 2. 薬剤を使用せず駆除実施 3. 薬剤を使用	回/年		1. 生息が確認された場所のみ使用 2. 上記及び発生しやすい場所で使用 3. 施設全体で一律的に使用	1. 実施 2. 未実施

吹き付けアスベスト	1. 有 (箇所名) 2. 無	有の場合の措置
-----------	------------------	---------

検査結果が不適であった場合、その項目と改善措置を記入してください。